



令和4年 (2022年) 6月30日(木)

No. 15685 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会  
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)  
郵便番号 104-0061  
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347  
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4  
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術  
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆平成以降の主要な商標法の改正探訪 (3) (1)

☆知的財産関連ニュース報道(韓国版) …… (6)

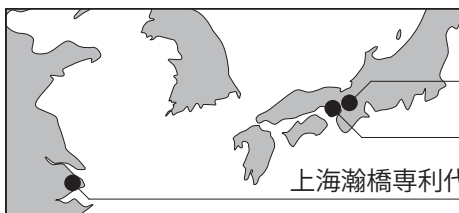
# 平成以降の主要な商標法の改正探訪 (3)

正林国際特許商標事務所  
弁理士 林 栄二


前回の4月27日(水)号における「平成以降の主要な商標法の改正探訪(2)」においては、平成8年改正を記したので、今般は、それに続く平成11年改正から平成18年改正までを記したい。

5. 平成11年改正(マドリッド協定議定書への加入に伴う改正、金銭的請求権等)  
企業の国際的な展開の活発化に伴い、国内はもち

ろん、海外においても、商標権の取得を簡易、迅速に行う必要が高まっていた。そこで、設定登録前の商標の金銭的請求権制度の導入を図り、商標権の取得を簡易、迅速かつ低廉に行う国際的枠組みといえる「標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書」(以下「マドリッド協定議定書」という。)へ加入し、その円滑な実施を図るための改正が行われた。特に、マドリッド協定議定書については、特許庁



京都ランチ (5名：うち弁理士3名)  
神戸本部 (66名：うち弁理士26名)  
上海瀚橋専利代理事務所 (12名：うち専利代理人6名)



創業1926年、貴社の特許、意匠、商標出願を先進国から新興国まで豊富な経験とスタッフでサポートします。

特許業務法人 有古特許事務所  
ARCO PATENT & TRADEMARK ATTORNEYS

■URL: <http://www.arco.chuo.kobe.jp/> ■E-mail: [office@arco.chuo.kobe.jp](mailto:office@arco.chuo.kobe.jp)  
 ■神戸本部 : 〒651-0088 神戸市中央区小野柄通 7-1-1 日本生命三宮駅前ビル5F TEL: 078-855-5539  
 ■京都ランチ : 〒604-8225 京都市中京区蛸薬山町481 京染会館4階 TEL: 075-213-5600  
 ■上海瀚橋 : 郵編200120 中国 上海市浦东新区東方路69号21階 2108号室 TEL: +86-21-6415-8030  
 ■顧問: 米国特許弁護士 マーク・アレマン 中国専利代理人 曹芳玲 他5名